

## 目次

E 8-CR-3rd-2-★特別抗告20230227.....	2
---------------------------------	---

# 特別抗告申立書兼趣意書 E8

令和 5 年 2 月 27 日

最高裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

前文

申立人が、令和 4 年 4 月 19 日に、前橋地方検察庁検察官検事の上村正を公務員職権濫用罪等で告訴(前橋地検 R4 檢 611)したところ、前橋地方検察庁検察官検事の桑山薰から、令和 4 年 6 月 30 日付の不起訴処分通知書と同年 7 月 6 日付の不起訴処分理由告知書(各罪とも「罪とならず」)を郵送で受けた。

これについて、令和 4 年 7 月 4 日付で付審判請求を申し立てたが(前橋地裁 R4 つ 3)、令和 5 年 1 月 24 日付で、前橋地方裁判所刑事第 2 部の山崎威、稻田康史、落合沙紀らに棄却された。

これについてさらに、令和 5 年 1 月 27 日付けで抗告を申し立てたが(東京高裁 R5 く 70)、令和 5 年 2 月 22 日付で東京高等裁判所第 2 刑事部の、大善文男、青沼潔、仁藤佳海らに棄却された。

しかしながら、原決定もまた以下の通り、当たり前の訴えを無視した不可能な論理矛盾である。

隠蔽の権限など誰にも無いのに、現に隠蔽しているのである。

かような刑事司法は訴えの無視と合理性の欠如の両面から、公序良俗違反により当然無効である。

●1 「不起訴裁定主義」では社会通念上、理由にならないこと。

つまり、過度漠然ゆえに元々 理由にならず、公序良俗違反であり、当然無効である。

この点が訴えの基礎であることは誰にも自明である。

●2 したがって当該不起訴処分には合理的根拠が無いこと。

●3 したがって現に隠蔽なので正当行為では有り得ないこと。

●4 よって結論を導けないこと。

このように、原決定は下記①～③の全てに該当していることから、理由が無く、全部不服なので、刑事訴訟法 419 条または同 433 条に基き、特別抗告を申し立てる。

①刑事訴訟法 405 条一項の「憲法の違反」である。

②刑事訴訟法 406 条の「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」である。

③刑事訴訟法 411 条の「一 判決に影響を及ぼすべき法令の違反」であり、「三 判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認」であり、「原判決を破棄しなければ著しく正義に反する」。

## 第 1 原決定の表示

事件番号 東京高等裁判所 令和 5 年(く)第 70 号

## 主文

本件抗告を棄却する。

### 第2 本申立の趣旨

原決定を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

### 第3 本申立の理由

#### 1 虚偽表示無効

原決定は、「(中略) 4 当裁判所の判断 以上の原決定の判断に不合理な点はなく、相当なものとして是認することができる。(中略) 5 結論 本件抗告は理由がない。」としている。  
しかしながら後述の通り、上記下線部分はいずれも虚偽である。

##### A 規定の申立事由に該当する

原決定は、当り前の訴えを無視しており、甚だ不合理であるから、公序良俗違反により当然無効である。上記下線部分の判定は、虚偽ないし論理矛盾であり、理由不備であり、不合理が甚だしく、不公正な、当然無効な決定なので、実質的に、裁判を受ける権利(憲法32条)や適正な手続を受ける権利(憲法13条又は31条)の侵害であり、「この憲法及び法律にのみ拘束される」(憲法76条)への違反であり、憲法遵守義務(憲法99条)違反であり、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反(刑訴法405条1号)なので、特別抗告申立理由に当る。

他方で、原被告訴人らの甚だしい信義則(民法1条2)違反や公序良俗違反(民法90条)を看過しており、特に訴えを無視した点は、著しい経験則違反による自由心証主義(刑訴法318条)違反であり、法令の解釈に関する重要な事項(刑訴法406条)であり、決定に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認(刑訴法411条)かつ違法なので、特別抗告申立理由に当る。

##### B 規定の申立事由に関らず、終審の使命として無視できない司法拒絶である

本件は実質的な組織的司法拒絶(よって事実審未済)である。

終審裁判所(憲法81条)の使命には、このような場合の事実審の補完も含まれている。

最高裁がそもそもこのように事由を限定している趣旨は、対象事件を絞り込んで捌く為であるが、それはその一審二審の事実認定のおおむね公正が前提である。 然るに本件は一審二審の隠蔽である。

これを無視すれば、実質的な事実審が未済のまま、訴えた犯罪が隠蔽される。

全犯罪は事実誤認によって隠蔽できる。 隠蔽が上告理由に当らないのだとすれば制度瑕疵である。

つまるところ、規定の事由に当ると見做すか、あるいは、終審の使命として取り上げるか、しか無い。

加えて、1 裁判所としての事案解説責任もある。

#### 2 以上のとおり、原決定には理由が無く、事実誤認なので、取り消されるべきである。

### 第4 本申立の理由の説明

#### ● 1 「不起訴裁定主義」では社会通念上、理由にならないこと。

なぜ「罪とならず」と言えるのか？ どこがどのように？ 事実として誰にも解らない。

解るというのなら答えてみよ！ これを認めない狂気！

よって、過度漠然ゆえに元々公序良俗違反であり、当然無効である。

社会通念上、理由とは当然に、「罪とならず」とした合理的根拠である。

理由とは判断の過程ないし根拠である。 「罪とならず」とは結果の分類に過ぎない。

つまり元々用語不備であり、既成事実化によって治癒し得ない。

★理由が解らなければ再告訴もできないから、その妨害効果は明白である。

犯罪を告訴し身の安全の確保を求める権利は誰にでも有り、また、犯罪を隠蔽する権限は誰にも無い。

★身の安全の確保は、訴えた脅迫被害継続に直結するから、当然に、自由権的な権利性は有る。

具体的には、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)、ないし、幸福追求権(憲法 13 条、犯人の検挙により身の安全の確保を求める権利)である。 たとえ権利でなくとも、法律上保護される利益である

### ● 2 したがって当該不起訴処分には合理的根拠が無いこと。

### ● 3 したがって現に隠蔽なので正当行為では有り得ないこと。

★合理的根拠が無い点から隠蔽だと訴えているのに、その検証無くして正当行為と決め付けている。

起訴権の行使は検察庁の専権事項だから不当性の余地は無いとしている。

よって、結論の前提を欠いている。 加えて、この詭弁では隠蔽はすべからく摘発不可能である。

★合理的根拠が無いのに正当行為では有り得ず、また、その検証無しに正当とも言えない。

★また、もし有るのなら、示さなければ本手続の意味も無い。 まさに職権の濫用。

★言い換えると、隠蔽の抗弁事実が無い。 また、隠蔽は必ず権利行使の妨害である。

付言すれば、故意に詭弁を言い張り続ける狂気は、多勢に無勢に乘じた私への非人扱いに相違無い。

かような所為は通常は直ぐに摘発されてしまうが故に、実行不可能である。

つまりは社会的に無視し続けることによって私関連の訴訟の既判力を永久に葬らんとする陰謀である。

### ● 4 よって結論を導けないこと。

原決定が無視した嫌疑の要点

★なぜ詐欺罪に当らないのか？ 約 15 万円の実損が発生している事実をどう見たのか？

★なぜ偽計業務妨害罪に当らないのか？

★厳然たる「なりすまし」を捜査機関が放置できるのか？

★「包囲網」の天文学的超高確率の蓋然性 有り得ない現象。 犯人も一味。

以上